



第154号議案

令和2年度新城市一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により、議会の承認を求める。

令和2年11月27日提出

新城市長 穂積亮次

専決第11号

令和2年度新城市一般会計補正予算（第7号）  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、別冊のとおり専決処分する。

令和2年9月24日専決

新城市長 穂積亮次

第155号議案

令和2年度新城市一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により、議会の承認を求める。

令和2年11月27日提出

新城市長 穂積亮次

専決第13号

令和2年度新城市一般会計補正予算（第8号）  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、別冊のとおり専決処分する。

令和2年11月2日専決

新城市長 穂積亮次

第156号議案

新城市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

新城市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年11月27日提出

新城市長 穂 積 亮 次

新城市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 新城市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年新城市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 新城市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、令和2年人事院勧告に準拠した措置を講ずるため必要があるからである。

## 第157号議案

新城市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正  
新城市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年11月27日提出

新城市長 穂積亮次

新城市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 新城市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（平成17年新城市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 新城市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、令和2年人事院勧告に準拠した措置を講ずるため必要があるからである。

## 第158号議案

### 新城市職員の給与に関する条例の一部改正

新城市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年11月27日提出

新城市長 穂 積 亮 次

### 新城市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 新城市職員の給与に関する条例（平成17年新城市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 新城市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例中第1条及び次項の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

（新城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 新城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年新城市条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

#### 理 由

この案を提出するのは、令和2年人事院勧告に準拠した措置を講ずるため必要があるからである。

第159号議案

令和2年度新城市一般会計補正予算（第9号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和2年11月27日提出

新城市長 穂積亮次